

答 申 書
(答 申 第 302 号)
令和2年(2020年)3月12日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が特定の北海道警察の公務員等の出勤簿に係る公文書について存否を明らかにしない決定処分をしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「有権者を排除目的で、取り押さえている別紙（別紙省略）、写真の北海道警察の公務員等の出勤簿」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、撮影された特定の容姿の人物が、犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事する北海道警察の公務員等（警察職員）であるかどうかを答えることとなり、将来における犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずると認められるとして、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第12条に規定する公文書の存否を明らかにしない決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件は、不当な警察行政を行った公務員に関する情報公開請求の為、条例第12条には該当しないとして、本件処分の取り消しを求めていることから、以下、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 条例第12条の該当性について

ア 条例第12条は、実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる旨を定めている。

同条に基づく決定は、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限り、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないようにすることが必要であるとされている。

イ そこで、本件開示請求の内容に照らし、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにした場合に、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるか否かについて検討することとする。

ウ 請求人は、概ね次のとおり主張している。

(ア) 公務員は、どこの政党にも加担してはならず、中立の立場であるが、本件は、処分庁の公務員等が特定の政党に加担し、その政党の政策に批判している国民を排除している処を写真に撮られており、犯罪行為の現行犯の写真でもある。

日本国憲法で身体や言論の自由が保障されているにも関わらず、公務員が特定政党に批判的な国民を排除したり、連れ去ったりすることは、絶対に行ってはならない。

(イ) 我々、国民は、日本国憲法によって、この様な公務員等に対して、罷免要求する権利が与えられており、その手続きについては、法令等で定められている。それには、罷免されるべき公務員等の氏名が分からないと、行うことはできない。

処分庁の弁明書であれば、この日本国憲法よりも、北海道情報公開条例を優先させている事は明らか

かであるが、条例よりも日本国憲法が早く施行されていることから、この憲法に違反する様な条例の解釈は、認められない。

(ウ) 本件に関しては、処分庁に所属している公務員等は、既に刑事告発されており、既に、刑事事件の被疑者である。

刑事事件の被疑者は、当然、捜査等をしてはならない事は、言うまでもない。

よって、処分庁が主張する理由には、該当しない。

エ 実施機関は、概ね次のとおり主張している。

(7) 当該写真画像には、その容姿から特定の個人が識別できる複数の人物が撮影されているが、一般的には、これらの人物が北海道警察の公務員等であるかどうかは写真画像のみからは明らかにならない。

(イ) そうすると、本件開示請求に対して出勤簿が存在しているかどうかを答えることは、これらの人物が、北海道警察の公務員等（警察職員）であるかどうかを答えることと同様の結果になる。

(ウ) 警察職員は、犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事することから、その容姿が明らかとなれば、警察職員であることを秘匿して行う内偵捜査、情報収集、警備実施等の警察活動において、警察職員であることが取締対象者等に察知され、逃走や証拠隠滅を図られ、あるいは活動を潜在化・巧妙化させるなどの対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずる。

(エ) さらには、本件のような開示請求を繰り返すことで秘匿を要する警察活動に従事する警察職員を探索することが可能となることから、警察の捜査や警備実施の手法、体制等が明らかとなり、将来における犯罪の予防、捜査等の警察活動に重大な支障が生ずる。

オ 本件開示請求は、特定の個人が識別できる写真画像に写る複数の人物が警察職員であるとした上で行われており、本件開示請求に対し非開示決定処分又は不存在通知処分等を行うこととすると、当該撮影された容姿の警察職員が存在しているかどうかを答えることと同様の結果になることが認められる。

次に、特定の警察職員の存否を明らかにした場合に、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるか否かであるが、警察職員は犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動に従事することがあることから、特定の警察職員の存否が明らかになると、犯罪を企図する者に警察職員であることが察知され、対抗措置を講じられるなど犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれがあることが認められる。

また、警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすく、特定の警察職員の存否を明らかにすることにより、当該警察職員が特定され、被疑者等から家族を含めた嫌がらせを受けるなど、当該警察職員等の生命、身体等を脅かす犯罪が誘発されることも想定される。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る公文書が存在するかどうかを答えるだけで、将来における犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずると判断したことは、合理的な理由があると認められることから、本件処分は妥当であると判断する。

(4) 条例第 11 条の該当性について

ア 条例第 11 条は、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記載されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする旨を定めている。

イ 請求人は、本件処分について、条例第 12 条には該当せず、条例第 11 条に基づき、開示されなければならない旨主張している。

ウ しかし、条例第 11 条に規定される「非開示情報」とは、条例第 10 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる情報を示していることから、条例第 11 条の規定は条例第 12 条に基づき行われた本件処分には適用されないものであり、請求人の主張には理由がないものである。

(5) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも

採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年 10 月 9 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 604） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和元年10月21日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和元年11月28日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年1月21日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年3月9日 （第101回審査会）	○ 答申案審議
令和2年3月12日	○ 答申